

取扱い職種の範囲等の明示

株式会社reco

代表取締役社長 グウイ シャンジュン

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

取扱い職種の範囲等

- 取扱職種: 全職種(港湾運送業務、建設業務を除く)
- 取扱地域: 国内全域

手数料に関する事項

- 求職の皆さまから、手数料は一切頂きません。
- 求人者様については、職業安定法に基づき手数料を定めております。下表は届出制手数料に係る手数料表です。個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 % (または 10,000,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 % (または 10,000,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>1,000,000 円 (%)</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 % (または 10,000,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。

	<p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100 % (または 10,000,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
--	--

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

返戻金に関する事項

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

1. 入社後1ヶ月以内に離職の場合は80%以内の金額
2. 入社後3ヶ月以内に離職の場合は50%以内の金額
3. 入社後6ヶ月以内に離職の場合は10%以内の金額

苦情等お問合せ先に関して

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。苦情申出先:株式会社reco 職業紹介責任者 Gwee Shaun

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者のグウイ シャンジュンです。
- (2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者グウイ シャンジュンする。
- 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者グウイ シャンジュンとする。